

横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱の一部改正 に関する意見公募について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」といいます。）の改正に伴い、横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見を公募します。

■改正の概要

長期優良住宅法の改正により、災害リスクへの配慮に関する基準が追加され、長期優良住宅の認定対象から除外する区域等について、所管行政庁が定めることができるようになりました。本市では長期優良住宅の認定対象から土砂災害特別警戒区域を除外します。その他、長期優良住宅法の改正に合わせ、所要の改正を行います。

■改正の時期

令和4年2月20日（予定）

■意見公募要領

<意見公募期間>

令和3年12月16日（木）から令和4年1月14日（金）まで
（必着、郵送の場合は当日消印有効）

<意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX 045-550-3568
- ③ 郵送又は持参
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
（持参の場合は、平日8:45～17:15 ※昼休み12:00～13:00は除く。）

<その他の注意事項>

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

<問合せ先>

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933